【　JCB タイムリーローン　ローン規程　】

第1条（元利金等の自動支払）

1. 私は、元利金の返済のため、各返済日（銀行の休日の場合は翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 貴行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

1. 私がこの契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7日前までに貴行へ通知するものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める半年ごとの増額返済日とします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 私が繰り上げ返済をする場合は貴行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前二項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。ただし、繰り上げ返済後に適用する貸出利率は、借入要項記載どおり変らないものとします。	

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

第3条（利率の変更）

金融情勢の変化により、同種の融資の新規貸出利率が大幅に変更されるなど相当の事由がある場合には、貴行は本規定の定めるところに従い借入要項記載の利率を一般に行なわれる程度のものに変更することができます。

第4条（期限前の全額返済義務）

1. 私に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。
   ①第１条に定める債務の返済を遅延し、貴行から書面による督促をうけても次の約定返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき
   ②支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
   ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
   ④私またはその連帯保証人の預金その他貴行に対する債権について仮差押、保全差押の命令、通知が発送されたとき

2. 次の場合には、私は貴行の請求によって、この債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。
   ①私がこの規定に違反したとき
   ②前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. 住所変更の届出を怠るなど私または連帯保証人の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第5条（貴行からの相殺）

1. この債務の各返済日が到来した場合、または前条によってこの債務全額を返済しなければならない場合には、貴行はこの債務と私の預金その他債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによります。ただし、期限末到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

第6条（私からの相殺）

1. 私は、この債務と支払期にある私の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合、相殺計算実行の時期は借入要項に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）として、相殺できる金額、 相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに貴行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第7条（債権回収措置）

私は、この債務を履行しなかった場合には貴行において強制執行を含む債権回収がとられることを承諾するものとします。

第8条（債権の返済等にあてる順序）

1. 貴行から相殺をする場合に、この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、貴行からの相殺をするときは、貴行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、返済または私からの相殺をするときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私が指定をしなかったときは、貴行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

第9条（担保）

1. 債権保全のため必要と認められるとき、私は貴行の請求によって直ちに貴行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたて、もしくはこれを追加するもの

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

とします。

2. 貴行に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。

3. 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても私は異議を述べないものとし、なお、残債務がある場合には直ちに弁済するものとします。

4. 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有している私の動産、手形その他の有価証券は貴行において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱われることに、私は同意するものとします。

第10条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、私は、貴行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第11条（印鑑照合）

貴行が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約証書に押捺の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第12条（届出事項）

1. 私または連帯保証人の氏名、住所、印鑑、電話番号その他貴行に届出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化を生じたときは、私または連帯保証人は直ちに貴行に書面で届出るものとします。
2. 私または連帯保証人が前項の届出を怠ったため、貴行が私または連帯保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

第13条（個人信用情報機関等への登録と利用の同意等）

1. 私は、このローンの契約にもとづく借入額、契約日、解約日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの債務を全額返済した日から5年間、貴行の加盟する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用する

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

ことに同意します。

2. 私は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。

①この債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間

②この債務について保証提携先など第三者から貴行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより貴行が回収したときは、その事実発生日から5年間

第14条（債権譲渡）

貴行と保証会社が私の委託にもとづき、表記保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定します。

①保証事故発生のため、貴行が代弁金により私の債務を回収した場合にはこの契約にもとづく貴行の債権代位弁済金対等額を表記保証会社に譲渡されることを異議なく承諾します。

②代位弁済金により、貴行が債権を回収できなかった場合または代位弁済金が債権全額に充たなかった場合には、貴行の請求がありしだい直ちに残額を支払います。

第15条（合意管轄）

私は、本契約にもとづく債務に関して訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じた場合には、貴行本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第16条（連帯保証人・保証人）

1. 連帯保証人は、私がこの契約によって負担するいっさいの債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 連帯保証人は、私の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 連帯保証人は、貴行が相当と認めるときは担保、または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、私と貴行との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、貴行の同意がなければこれを行使しないものとします。
5. 連帯保証人が私と貴行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証は

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

この保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が私と貴行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

6. 貴行が連帯保証人及びその包括承継人または債務を引き受けた者の1 人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
7. 私は、保証人（ 私の委託を受けない保証人を含む）から貴行に対して民法第458条の2に定める所定の情報（ 主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）の提供の請求があった場合に、貴行が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
   ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
   ①暴力的な要求行為
   ②法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第18条（ 契約内容の変更）

1. 本契約の内容は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本契約の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示または当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

【JCBタイムリーローン　保証委託約款　】

私および連帯保証人は、株式会社沖縄銀行（以下、甲という）との金銭消費貸借契約（ローン契約）について、次の各条項を承認のうえ、私が甲に対して負担する債務について連帯保証をすることを、株式会社おきぎんジェーシービー（以下、乙という）に委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が乙に委託する保証の範囲は、乙の保証により甲から借入れる表面記載のローン（以下、ローンという）の元金、利息、損害金その他ローン取引に基づき私が甲に対して負担する債務の全額とします。
2. 前項の保証内容は、私が乙および甲との間に締結する約定書（契約書、差入書を含む）の各条項によるものとします。

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

第2条（保証料）

私は乙に対して所定の保証料を甲へ支払う利息に含めて所定の方法により支払います。なお、保証料率の変更があった場合でも貸出利率に影響を与えないものとします。

第3条（代位弁済）

1. 私が甲に対する債務の履行を遅延したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、私に対して何ら通知、催告なしに、また履行の方法、金額等については甲、乙間の約定に基づいて弁済してください。
2. 乙が前項の弁済によって取得した権利を行使する場合は、私が甲との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されても異議ありません。

第4条（求償権）

乙が前条の弁済をしたときは、私は、乙の私に対する次の各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負います。

1. 前条による乙の代位弁済額
2. 乙の弁済のため要した費用の総額
3. 前記各項の金額に対して、乙が弁済した日の翌日から私が乙に履行完了する日まで次の各号に定める乙所定の割合による遅延損害金
   ①乙が株式会社おきぎんジェーシービーの場合は年14.6%（年365日の日割計算）
4. 乙が私に対し前記各号の金額を請求するために要した費用の総額

第5条（求償権の事前行使）

1. 私が甲に対しこの保証に係る債務の履行を遅滞したときは、第3条の代位弁済前といえども私および連帯保証人に対する通知なしに求償権が発生し、私および連帯保証人は、その時現在の乙の保証にかかる甲に対する債務額（これを事前求償額という）をただちに弁済いたします。
2. 借主または連帯保証人が次の各号の一つにでも該当した場合には、乙は借主および連帯保証人に対する通知により求償権を行使することができるものとし、借主および連帯保証人は、乙の請求によりただちに事前求償額を弁済いたします。
   ①支払を停止し、または手形交換所の取引停止処分があったとき
   ②租税公課の滞納処分を受けたとき、または競売の申立、破産、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは会社更正手続開始の申立があったとき、または清算にはいったとき

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

③乙の保証委託約款あるいは甲との約定に違反したとき、その他乙において、債権保全のため必要と認められるとき

第6条（調査、報告）

1. 私は、私またはその連帯保証人の名称、商号、代表者、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、その指示に従います。
2. 財産、収入、経営等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
3. 乙が私またはその連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第7条（担保及び連帯保証人・保証人）

1. 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって直ちに乙の承認す担保を差し入れ、または連帯保証人をたてます。
2. 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により乙において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず残債務の弁済に充当できるものとし、なお、残債務がある場合には直ちに弁済します。
3. 連帯保証人は、この契約に基づき私が貴社に対して負う求償債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの契約に従うものとします。
4. 連帯保証人は、貴社が相当と認めるときは担保、または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
5. 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって貴社から取得した権利は、私と貴社との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、貴社の同意がなければこれを行使しないものとします。
6. 連帯保証人が私と貴社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が私と貴社との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。
7. 貴社が連帯保証人及びその包括承継人または債務を引き受けた者の1人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

8. 私は、保証人（私の委託を受けない保証人を含む）から貴社に対して民法第458条の2に定める所定の情報（主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）の提供の請求があった場合に、貴社が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。

第8条（充当の指定）

私が、乙に対し、この保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、乙が適当と認める順序方法により充当されても差支えありません。

第9条（公正証書の作成）

私および連帯保証人は、乙の請求あるときは、いつでも公証人に委嘱してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をします。

第10条（費用の負担）

私は、乙が保証債権の保全のため要した費用ならびに第3条および第4条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第11条（管轄裁判所の合意）

この契約について訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず乙の本店、支店または営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条（信用情報機関等への登録と利用の同意等）

私および連帯保証人は、この申込およびこの契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、乙の加盟する信用情報機関に５年を超えない期間登録されることならびに当該機関および当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、私または連帯保証人の支払能力に関する調査のため当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

第13条（免責条項）

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

私は、乙が証書等の印鑑と私が甲に届出した印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは証書等・印章について偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私および連帯保証人の負担とし、証書等の記載文言にしたがって乙に対して責任を負います。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
   ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
   ①暴力的な要求行為
   ②法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
   ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4

請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第15条(契約内容の変更)

1. 本約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本約款の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、甲の店頭表示またはウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

53-276(2023.02)　PC 対応帳票　A4